

## 規制影響分析書

## 「職場における受動喫煙防止対策の強化」について

平成 23 年 10 月

労働基準局安全衛生部労働衛生課（椎葉課長）

## 政策体系との関連

厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策中目標＞施策小目標と設定して政策を実施しています。本規制は、政策の体系上、次の下線部と関連しています。

## 【政策体系】

基本目標Ⅱ 意欲のあるすべての者がディーセントワーク（働きがいのある人間らしい仕事）に就ける社会を実現する

施策大目標 2 雇用の「質」を向上させ、安心して快適に働くことができる環境を整備する

施策中目標 2 労働者が安全で、健康に働ける職場を確保する

## 1. 現状・問題分析とその改善方策（規制の新設・改廃の必要性）

受動喫煙については、我が国が批准した国際条約「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」（平成 15 年採択、平成 17 年発効）において、「締約国は、たばこの煙にさらされることが死亡、疾病及び障害を引き起こすことが科学的に明白に証明されていることを認識する」と規定されるなど、国際的にその有害性が認識されています。同条約では、このような認識のもとで「締結国は、屋内の職場におけるたばこの煙にさらされることからの保護を求める効果的な立法上、執行上、行政上又は他の措置を国内法によって決定された既存の国の権限の範囲内で採択し及び実施し、並びに権限のある他の当局による当該措置の採択及び実施を積極的に促進する。」（第 8 条第 2 項）と規定されています。

また、国内では、職場で受動喫煙を受けている労働者は 65%、喫煙対策の改善を職場に望む労働者は 92%（平成 19 年労働者健康状況調査）であり、職場における受動喫煙防止対策の強化が望まれている状況にあります。

以上から、受動喫煙を取り巻く状況の変化に対応し、受動喫煙から労働者を保護するため、規制を新設する必要があります。

## （現状・問題分析に関連する指標）

	指標	H18	H19	H20	H21	H22
1	職場で受動喫煙を受けている労働者の割合（単	—	65.0	—	—	—

	位：％)					
2	喫煙対策の改善を職場に望む労働者の割合(単位：％)	—	92.2	—	—	—
(調査名・資料出所、備考等) 平成 19 年労働者健康状況調査 (厚生労働省) ※平成 23 年 3 月の調査によれば、職場で受動喫煙を受けている労働者の割合は 44%、喫煙対策の改善を職場に望む労働者の割合は 47%。						

## 2. 規制の新設・改廃の内容・目的

### (1) 内容・目的

事業者は、受動喫煙を防止するため、屋内作業場等（一定の基準を満たす喫煙室を除く。）について、労働者の喫煙の禁止等の措置を講じなければならないこととします。ただし、飲食物の提供等の役務の提供を行う事業者については、当分の間、上記規制の対象外としつつ、労働者が他人のたばこの煙を吸わされる程度を低減するための措置を講じなければならないこととします。

### (2) 根拠条文

今回の改正法において、以下のとおり規定する予定です。  
労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 68 条の 2

## 3. 便益及び費用の分析

- \* 便益分類については、「A：現状維持より望ましい効果が増加」「B：現状維持と同等」「C：現状維持より望ましい効果が減少」のいずれか該当する記号を記入しています。
- \* 費用分類については、「A：現状維持より負担が軽減」「B：現状維持と同等」「C：現状維持より負担が増加」のいずれか該当する記号を記入しています。

### (1) 期待される便益

#### 【労働者への便益】（便益分類：A）

職場での受動喫煙が防止され、労働者の健康の保持に資することとなります。

#### 【事業者への便益】（便益分類：A）

労働災害が発生する可能性が低下することとなります。また、事業場の業態・状況に応じた対策を実施することができます。

#### 【社会への便益】（便益分類：A）

飲食、宿泊等のサービスを提供する事業場を利用する際に受動喫煙が防止される又はその程度が低減されることとなります。

## (2) 想定される費用

### 【遵守費用】（費用分類：C）

事業者は、全面禁煙を選択しない場合には、喫煙室や換気設備等を設置、修繕するための費用が発生する可能性があります。

### 【行政費用】（費用分類：C）

事業者に周知するための費用が発生することとなります。空間分煙及び受動喫煙の程度を低減させるための措置の実施状況について労働基準監督官が指導を行う場合等に、喫煙室の近辺及び喫煙区域の空気環境の状況等を把握することとなります。

### 【その他の社会的費用】（費用分類：B）

その他の社会的費用は発生しないものと考えられます。

## (3) 便益と費用の関係の分析結果（規制の新設・改廃の総合的な評価）

事業者は、全面禁煙を選択しない場合には一定の設備投資が必要となる可能性があります、新設する規制は労働者の健康の保持に資することとなるほか、事業者自身についても労働災害の発生が予防されるという便益が発生します。したがって、規制の費用よりも便益の方が大きいものと考えられます。

## 4. 代替案との比較考量

### (1) 想定される代替案

事業者は、受動喫煙を防止するため、すべての屋内作業場等について、労働者の喫煙の禁止等の措置を講じなければならないこととします。

### (2) 代替案の便益及び費用の分析

\* 便益分類については、「A：現状維持より望ましい効果が増加」「B：現状維持と同等」

「C：現状維持より望ましい効果が減少」のいずれか該当する記号を記入しています。

\* 費用分類については、「A：現状維持より負担が軽減」「B：現状維持と同等」「C：現状維持より負担が増加」のいずれか該当する記号を記入しています。

#### ① 期待される便益

### 【労働者への便益】（便益分類：A）

職場での受動喫煙が防止され、労働者の健康の保持に資することとなります。

---

【事業者への便益】（便益分類：A）

労働災害が発生する可能性が低下することとなります。

---

【社会への便益】（便益分類：A）

飲食、宿泊等のサービスを提供する事業場を利用する際に受動喫煙が防止されることとなりますが、屋内での喫煙は禁止されます。

---

②想定される費用

---

【遵守費用】（費用分類：C）

事業者が屋外に喫煙所を設置する場合には喫煙所の設置費用が発生します。

---

【行政費用】（費用分類：C）

事業者に周知するための費用が発生することとなります。

---

【その他の社会的費用】（費用分類：B）

その他の社会的費用は発生しないものと考えられます。

---

③ 便益と費用の関係の分析結果（新設・改廃する規制との比較）

代替案は、労働者の受動喫煙を防止するにはより効果的であり、事業者の費用負担も少ないと考えられます。しかしながら、屋内作業場内を全面禁煙とすること、特に、現時点では、事業場において提供されるサービスを利用する顧客に対して禁煙等とすることを一律に求めることは困難であることから、一般の事業場および工場については屋内作業場を全面禁煙にすること以外に喫煙室の設置による空間分煙を選択でき、また、飲食物の提供等の役務の提供を行う事業者については、当分の間、全面禁煙又は空間分煙による規制の対象外としつつ、労働者が他人のたばこの煙を吸わされる程度を低減するための措置を講じることを内容とする規制の方が望ましいものと考えられます。

---

5. 有識者の見解その他関連事項

○労働政策審議会建議「今後の職場における安全衛生対策について」（平成22年12月22日）において以下のとおり建議されています。

3 職場における受動喫煙防止対策の抜本的強化

- (1) 「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」の発効等の国際的な動向や受動喫煙の有害性に関する知識の普及、受動喫煙防止に関する労働者の意識の高まり等を踏まえ、労働者の健康障害防止という観点から、一般の事務所、工場等については、全面禁煙（注1）や空間分煙（注2）とすることを事業者の義務とすることが適当である。
- 注1：建物や車両内全体を常に禁煙とすることをいう。  
注2：一定の要件を満たす喫煙室でのみ喫煙を認め喫煙室以外の場所を禁煙とすることをいう。
- (2) 飲食店、ホテル・旅館等の顧客が喫煙できることをサービスに含めて提供している場所についても、労働者の受動喫煙防止という観点からは、全面禁煙や空間分煙の措置をとることを事業者の義務とすることが適当である。しかしながら、顧客の喫煙に制約を加えることにより営業上の支障が生じ、全面禁煙や空間分煙の措置をとることが困難な場合には、当分の間、可能な限り労働者の受動喫煙の機会を低減させることを事業者の義務とする。具体的には、換気等による有害物質濃度の低減等の措置をとることとし、換気等を行う場合には、浮遊粉じん濃度又は換気量の基準を達成しなければならないこととすることが適当である。
- (3) (1) 及び (2) の措置の履行を確保するために、当面は、国による指導を中心に行うこととし、罰則は付さないこととする。今後の履行確保のあり方については、これらの措置の実施状況を踏まえつつ、検討していくこととする。
- (4) (2) における換気等による有害物質濃度の低減等の措置により、浮遊粉じん濃度又は換気量の基準については、粉じん濃度：0.15mg/m<sup>3</sup> 以下、n 席の客席がある喫煙区域における 1 時間あたりの必要換気量：70.3×n m<sup>3</sup>/時間とすることが適当である。
- (5) 国は、義務化に対応する事業者を支援するため、デジタル粉じん計の貸与、喫煙室の設置に係る問い合わせに対する労働衛生コンサルタント、作業環境測定士等の専門家の派遣等の技術的支援を行うとともに、顧客が喫煙する飲食店、ホテル・旅館等の中でも空間分煙に取り組む事業者に対して、喫煙室設置に係る財政的支援を行うべきである。
- なお、更なる支援の必要性について、受動喫煙防止対策に取り組む事業者の意見を聞きつつ、今後、検討すべきである。
- (6) 以上の措置を確実に実施していくとともに、受動喫煙防止対策に対する国民のコンセンサスの形成に努め、できるだけ早期に新成長戦略の目標を達成できるよう、取組を進めていくこととする。

## 6. 一定期間経過後の見直し（レビュー）を行う時期又は条件

改正法案の附則において、この法律の施行後 5 年を経過した場合において、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとされています。